

## 益田市農業委員会第37回総会議事録

1. 開催日時 令和5年(2023)7月18日(火) 13:30~15:00  
開催場所 益田市役所 大会議室
2. 出席 農業委員(15名)  
1番 又賀 保    2番 大畑 美里    3番 須藤 寿人    4番 吉村 太  
5番 大庭 清    6番 御神本康一    7番 田中 綾    8番 佐原 晃子  
9番 北條 義洋    10番 篠原 栄次    11番 谷本 大輔    13番 柳田 継男  
14番 豊田 浩    15番 宮川 有衣    16番 西川 友史
3. 欠席 農業委員(1名)  
12番 豊田 志摩
4. 出席 農地利用最適化推進委員(22名)  
田ノ上武夫                      増野 六彦                      澁谷 記幸                      澤江 浩一  
三浦 尚人                      田原 勝美                      山根 健治                      野村 浩三  
寺戸 康人                      領家 耕一                      和崎 恒義                      潮 好介  
椋木 昭雄                      豊田 繁雄                      中島秀一郎                      宮内 英之  
椋木 孝光                      岡崎 定佳                      永見 浩二                      河野 正憲  
河野 光好                      三浦 和顕
5. 欠席 農地利用最適化推進委員(2名)  
渡邊 豊孝                      寺戸豊太郎
6. 提出議案  
議第215号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第216号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議第217号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議第218号 農用地利用集積計画の決定について  
報第178号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について  
報第179号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について  
報第180号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
7. 議事に参加した職員  
(農業委員会事務局) 齋藤局長、齋藤局長補佐、吉田指導主任、奥野主任  
(美都地域総務課) 田中課長  
(匹見地域総務課) 和田課長補佐

8. 議事の概要

会長	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第37回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p>
	<p>本日の議事録署名者につきましては、4番の吉村 太委員、5番の大庭 清委員、よろしく願いいたします。また、本日の欠席委員は、12番の豊田志摩委員、10番寺戸推進委員、22番渡邊推進委員です。</p>
	<p>それでは、議事に入ります。はじめに「議第215号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議事参与案件から進めさせていただきます。2番の吉村委員退席をお願いします。</p>
	<p>※吉村委員退出</p>
	<p>2番 下本郷町</p>
事務局	<p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。          土地の所在は、下本郷町の田1筆 1,395㎡です。譲り渡し事由は、市外に居住しており耕作が困難であり、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、申請地を譲り受けて経営規模の拡大を図るためでございます。          農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。なお、所有地に非耕作地がありますが、今後転用により地目変更されます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大畑委員	<p>2番大畑です。現地確認は7月11日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の近くになります。譲受人は経営規模の拡大を考えておられ、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>担当委員から報告がありました。何か意見はありますか。</p>
	<p>(なし、の声)</p>
	<p>それでは、2番については承認の扱いとさせていただきます。</p>
	<p>※吉村委員入室</p>
	<p>次に9番虫追町、議事参与の椋木委員は退席をお願いします。</p>
	<p>※椋木委員退室</p>
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。          土地の所在は、虫追町の田1筆 773㎡です。譲り渡し事由は、申請地は保全管理しているが耕作が困難であり、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、隣接地に農地を保有しており申請地を譲り受けて耕作</p>

	<p>するためでございます。農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
豊田浩委員	<p>14番豊田です。現地確認は椋木推進委員と7月11日に行いました。申請地は〇〇の近くになります。譲受人の〇〇さんは柑橘栽培の経験もあり、経営規模の拡大を考えています。譲渡人の〇〇氏も担い手を育てるご意向をお持ちです。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>何かご意見等はございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>では、9番については承認の扱いとします。</p> <p>※椋木委員入室</p> <p>1番 幸町</p>
事務局	<p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、幸町の畑1筆128㎡です。譲り渡し事由は、市外に居住しており耕作が困難であり、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、隣接農地を所有しており申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2番大畑です。現地確認は7月11日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇前で、〇〇のすぐ隣になります。譲渡人は隣接農地を所有しており一体的な耕作が可能です。適切であると判断します。</p>
会長	<p>3番 久城町</p>
事務局	<p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、久城町の畑1筆586㎡です。譲り渡し事由は、市外に居住しており耕作が困難であり、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、申請地が住居から近く申請地を譲り受けて耕作するためでございます。農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>

又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は7月11日に大畑委員と行いました。申請地は○ ○の近くになります。譲受人は隣接地に居住しており、特に問題はないと思 います。ご審議の程よろしく願います。
会長	4 番 遠田町
事務局	本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、遠田町の畑1筆 511㎡です。譲り渡し事由は、市外に居住 しており耕作が困難であり、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り 受け事由は、申請地が住居から近く申請地を譲り受けて耕作するためござ います。農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労 働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可 することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。 ご審議の程よろしく願います。
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
吉村太委員	4 番吉村です。現地確認は7月10日に澤江委員と行いました。申請地は○ ○から○○に抜けていく中間辺りです。特に問題はないと思います。以上で す。
会長	5 番 赤雁町
事務局	本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、赤雁町の田畑3筆 3,522㎡です。譲り渡し事由は、高齢と なり耕作が困難であり、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け 事由は、申請地が住居から近く申請地を譲り受けて耕作するためございま す。農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力 の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可す ることができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご 審議の程よろしく願います。
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
吉村太委員	4 番吉村です。現地確認は7月9日に山根委員と行いました。申請地は○○ の東になります。特に問題はないと思います。○○さんと○○さんは今まで 口約束で貸し借りしていたが、今改めて正式に貸借されることになったもの です。以上です。
会長	6 番 左ヶ山町
事務局	本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、左ヶ山町の田1筆 1,064㎡です。譲り渡し事由は、耕作が 困難であり、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、現 在も農地の一部を借り受けて耕作しており、申請地を譲り受けて耕作するた めでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況 及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号 の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たして おります。ご審議の程よろしく願います。

会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
北條義洋委員	9番北條です。現地確認は7月10日に澤江委員と行いました。申請地は〇〇の近くになります。特に問題はないと思います。
会長	7番 白岩町
事務局	<p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、白岩町の畑4筆 726㎡です。譲り渡し事由は、相続により申請地を取得したが、耕作経験がなく管理が困難であり、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、譲渡人からの申し出により申請地を譲り受けて規模拡大するためでございます。農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
会長	10番篠原です。現地確認は7月13日に潮推進委員と行いました。申請地は〇〇を左に山手に上がっていったところになります。譲受人は、みかん・びわなどの果樹を栽培したい意向で、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
会長	8番 戸田町
事務局	<p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、戸田町の田1筆 87㎡です。譲り渡し事由は、高齢により耕作が困難であり、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、隣接地に農地を所有しており申請地を譲り受けて耕作するためでございます。農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
柳田継男委員	13番柳田です。現地確認は7月11日に宮内委員と行いました。申請地は〇〇の譲受人宅の近くになります。25年前から〇〇さんと〇〇さんの間で口約束による土地の代替をしていたが、この度正式に貸借の申し出をされたというところで、特に問題はないと思います。
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
	10番 美都町都茂
事務局	<p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、美都町都茂の田畑4筆 1,221㎡です。譲り渡し事由は、市外に居住しており耕作が困難であり、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、申請地を譲り受けて経営規模の拡大を図るためでございます。農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>

	<p>働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
佐原晃子委員	<p>8番佐原です。現地確認は田中委員、永見委員と7月13日に行いました。申請地は〇〇の近くになります。譲渡人は、〇〇の自宅前で野菜を耕作している方で、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>本日の3条申請は10件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので「議案第215号 農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは「議第215号 農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり許可といたします。</p> <p>次に「議第216号 農地法第4条第1項の許可申請について」を議題とします。</p> <p>1番の下本郷町、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>土地の所在は、下本郷町の畑 1筆 149㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は、物置で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は、既存の側溝に流します。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1番又賀です。現地確認は7月11日に大畑委員と行いました。申請地は〇〇の近くの住宅街になります。所有者が調べたところ、物置のあった一筆が農地のままであったため申請されたもので、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>2番 大谷町</p>
事務局	<p>土地の所在は、大谷町の畑 2筆 215㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたします。転用目的は、作業用道及び作業地で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>

会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
御神本康一委員	6番御神本です。現地確認は7月12日に野村推進委員と行いました。〇〇さんの娘さんが来られたので話を聞きました。特に問題はないと思います。
会長	3番 匹見町澄川
事務局	土地の所在は、匹見町澄川の田 5筆 734.91㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、資材置場で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程よろしくお願いたします。
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
宮川有衣委員	15番宮川です。現地確認は7月14日に西川会長と行いました。これまで資材置き場として使用され、現地は砂利が敷いてあります。特に問題はないと思います。
会長	本日の4条申請は3件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。  (なし、の声)  ないようですので「議第216号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。  (はい、の声)  それでは「議第216号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案どおり許可といたします。 次に「議第217号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局	1番 中島町  本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、中島町の畑 1筆 231㎡です。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は、モデルハウスで、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程よろしくお願いたします。
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は7月11日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の近くで、申請理由はモデルハウスを建設するためです。現地は下水道も完備されており、適当と判断しました。

会長	2番 中島町
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中島町の畑 2筆 231㎡です。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は7月11日に又賀委員と行いました。申請地は先ほどの1番に近接しています。申請理由は個人住宅の建設で、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
会長	3番 かもしま西町
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま西町の畑 2筆 952㎡です。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は、モデルハウス・テナント及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は7月11日に又賀委員と行いました。モデルハウス・テナントは〇〇です。適当であると判断しました。
会長	4番 久城町
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、久城町の畑 1筆 292㎡です。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は、資材置場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。雨水は、既存の側溝に流します。資金証明については、金融機関の残高証明書を添付されています。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1番又賀です。現地確認は7月11日に大畑委員と行いました。現地は、〇〇から少し入ったところになります。〇〇という会社から資材置き場にしたいと申請がありました。特に問題はないと思います。
会長	5番 久城町
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、久城町の畑 1筆 316㎡です。都市計画区域内の用途地域</p>



	<p>であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認は 7 月 11 日に大畑委員と行いました。現地は先ほどの 4 番の隣です。個人住宅を建てるため申請されています。</p>
会長	<p>6 番 西平原町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、西平原町の田 1 筆 1438 m<sup>2</sup>です。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたします。転用目的は、太陽光発電施設で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大庭職務代理	<p>5 番大庭です。現地確認は 7 月 12 日に三浦推進委員と行いました。現地は、9 号線の〇〇から少し入ったところです。特に問題はないと思います。</p>
会長	<p>7 番 大草町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、大草町の畑 1 筆 882 m<sup>2</sup>です。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたします。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
吉村太委員	<p>4 番吉村です。現地確認は 7 月 8 日に山根推進委員と行いました。現地は、〇〇の〇〇から 200m 位のところです。土地改良区からも意見書が出ており、特に問題はないと思います。</p>
会長	<p>8 番 安富町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、安富町の田 2 筆 1979 m<sup>2</sup>です。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたします。転用目的は、太陽光発電施設で、転用許可該当条項は農</p>

	<p>地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
北條義洋委員	<p>9 番北條です。現地確認は 7 月 11 日に領家委員と行いました。この周辺は太陽光の申請が多数出ておりまして、特に問題はないと思います。</p>
会長	<p>本日の 5 条申請は 8 件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それではないようですので、「議題 208 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは「議第 217 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案どおり許可といたします。</p> <p>次に「議第 218 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の新規が 1 件、再設定が 1 件、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 8 件、再設定が 2 件、農地中間管理事業特例売買事業が 1 件で、合計 13 件です。</p> <p>整理番号 2 番</p>
事務局	<p>申請地は、匹見町道川の田 2 筆 1,125 m<sup>2</sup>です。</p> <p>9 年 8 ヶ月の賃貸借権設定です。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
三浦和顕推進委員	<p>24 番三浦です。これは、〇〇氏にやってもらって漏れていたところで、遡って契約をやりかえたというものです。</p>
会長	<p>続きまして、一括方式 1 番 飯田町に入らせていただきます。</p>
事務局	<p>申請地は、飯田町の畑 1 筆 973 m<sup>2</sup>です。</p> <p>6 年 5 ヶ月の賃貸借権設定です。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
澁谷記幸推進委員	<p>推進委員の澁谷です。〇〇さんが高齢のため、〇〇さんに耕作していただくということです。</p>
会長	<p>一括方式 2 番 遠田町</p>
事務局	<p>申請地は、遠田町の田 1 筆 512 m<sup>2</sup>です。</p>

	3年5ヶ月の使用貸借権設定です。
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
澤江浩一推進委員	推進委員の澤江です。〇〇さんの土地を〇〇さんが耕作されるということで、中間管理事業を利用されるということです。
会長	一括方式4番 下波田町
事務局	申請地は、下波田町の田5筆 4,319㎡です。 9年8ヶ月の使用貸借権設定です。
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
寺戸康人推進委員	推進委員の寺戸です。これまで相対で耕作している方が亡くなられたため、〇〇さんが引き受けて耕作されるというものです。特に問題はないと思います。
会長	一括方式整理番号5番～7番、9～10番は借り手が同じなので一括で説明をお願いします。
事務局	申請地は、白上町の田9筆 14,324㎡です。 いずれも6年5ヶ月の貸借権及び使用貸借権設定です。
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
岡崎定佳推進委員	推進委員の岡崎です。5,6,7,9は相対から中間管理事業に移行し、耕作は〇〇で行うものです。特に問題はないと思います。10番については、所有者が90歳で入院中のため、公社に売って、〇〇に耕作してもらうものです。
会長	只今一括方式の新規設定の説明がありました。続きまして、所有権移転について説明をお願いします。
	所有権移転1番白上町
事務局	申請地は、白上町の畑1筆、15,462㎡、売買金額は合計1300万円です。 移転時期は令和5年7月31日、所有権の移転を受ける者の支払い期限は令和5年8月10日です。
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
岡崎定佳推進委員	推進委員の岡崎です。〇〇さんが土地を公社に売られ、〇〇さんの隣の農地の所有者である〇〇が経営規模拡大のため耕作されます。特に問題はないと思います。
会長	只今所有権移転について説明がありました。再設定もごさいますがお気づきの点等ありましたらお願いします。  (なし、の声)

事務局	<p>ないようですので、「議題 218 号 農用地利用集積計画の決定について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして報告事項をお願いします。</p> <p>それでは報告事項の説明をさせていただきます。</p> <p>報第 178 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、18 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 2 件となっています。</p> <p>報第 179 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について 届出件数は 1 件です。解約理由は、転用事業を行うため、賃貸借の合意解約がなされたものです。</p> <p>報第 180 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について 届出件数は 1 件で、3 条の所有権移転のためです。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
会長	<p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それではないようですので、第 37 回総会を終わりたいと思います。</p>